

「資料1-2 独立行政法人国立公文書館の令和3年度における業務実績に関する評価案」の有識者懇談会における指摘に係る修正について (修正前後の比較)

様式3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

「1-1-1 行政文書等の管理に関する適切な措置」(評価書該当7頁～9頁)

修正後(下線部)

主務大臣による評価	
評定	S
<p><評定に至った理由> 政府は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月閣議決定)を策定し、政府全体でデジタル化推進を図るなか、公文書デジタル化への対応や廃棄協議の方法に関する検討成果等を踏まえ、公文書管理法施行後、初となる政令の本格的な改正や、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月内閣総理大臣決定)の全部改正などを行った(令和4年1月～2月)。国立公文書館は、このルール改正に全面的に関わり、英米における公文書デジタル化への対応に関する情報を提示するなど、質的及び量的に内閣府に多大なる貢献をしたことは大いに評価できる。</p> <p>また、一元的な文書管理システムから電子決裁システム(EASY)への更改に係る要望、提案、設計へ参画し、行政機関及び館の双方にとって業務効率向上に資する利便性の高いシステムになるよう内閣府及び総務省(9月以降はデジタル庁)を支援したことは評価できる。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症関連の行政文書ファイル等の取扱いについて(通知)」の発出に際しては、各省庁CRO室との意見交換を踏まえて助言等の支援を行った。</p> <p>内閣府が実施する各府省の公文書管理の取組状況に関する確認への支援について、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保しつつ、内閣府公文書監察室が行う実地調査業務(各府省庁における行政文書の管理状況の点検・監査の実施状況等に係る監査)に協力しており、各省庁CRO室との意見交換を行うとともに、専門的見地からの助言等の支援を実施したことは、評価できる。</p> <p>重要度：高である保存期間満了時の措置の適否に関する専門的技術的助言について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として行政機関でも出勤抑制が行われたことから、確認作業において行政機関へ照会等を行う場合は各機関の状況に配慮しながら効率的に確認を進められるよう工夫し、約467万件(対数値目標比133%)の助言を実施したことはおおいに評価できる。また、RPAソフトウェアによって定型作業の自動化を行うなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と業務継続の両立を図ったことは大いに評価できる。</p> <p>中間書庫業務について、行政機関から委託を受けた文書全てを、外部化した中間書庫において、適切に保存及び管理し、行政機関の一時利用申込みの際には、移送サービスを通じて効果的・効率的な利用を図ったと言える。</p> <p>重要度：高とされた歴史公文書等の選別に係る専門的技術的助言については、数値目標である350万件以上に対し、約133%と大きな成果を上げたことに加え、政府において、令和3年度に、デジタル化への対応や廃棄協議の方法の変更等を内容とする行政文書の管理に関するルールの大幅改正(「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月内閣総理大臣決定)の全部改正等)を行ったが、その検討に積極的に参画するとともに、専門的な数多くの助言を行い、適切なルール制定に貢献した。したがって、所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるため、Sと評価したもの。</p>	
<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、内閣府が行う議論に積極的に参画し、助言を行うこと。 また、保存期間満了時の措置の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言については、令和3年度満了文書の残余分も含め、確認作業の効率化等を図りつつ、適切に助言を実施すること。</p>	
<p><その他事項> 引き続き、専門職員の派遣の取組について、必要な体制の確保を図ること。</p>	

修正前(下線部)

主務大臣による評価	
評定	S
<p><評定に至った理由> 「行政文書の管理に関するガイドライン」の初の全部改正などの政府の進める行政文書の管理の大幅な制度見直しに対して、内閣府の検討に積極的に参画して助言を実施し、質的及び量的に内閣府に多大なる貢献をしたことは大いに評価できる。</p> <p>また、一元的な文書管理システムから電子決裁システム(EASY)への更改に係る要望、提案、設計へ参画し、行政機関及び館の双方にとって業務効率向上に資する利便性の高いシステムになるよう内閣府及び総務省(9月以降はデジタル庁)を支援したことは評価できる。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症関連の行政文書ファイル等の取扱いについて(通知)」の発出に際しては、各省庁CRO室との意見交換を踏まえて助言等の支援を行った。</p> <p>内閣府が実施する各府省の公文書管理の取組状況に関する確認への支援について、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保しつつ、内閣府公文書監察室が行う実地調査業務(各府省庁における行政文書の管理状況の点検・監査の実施状況等に係る監査)に協力しており、各省庁CRO室との意見交換を行うとともに、専門的見地からの助言等の支援を実施したことは、評価できる。</p> <p>重要度：高である保存期間満了時の措置の適否に関する専門的技術的助言について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として行政機関でも出勤抑制が行われたことから、確認作業において行政機関へ照会等を行う場合は各機関の状況に配慮しながら効率的に確認を進められるよう工夫し、約467万件(対数値目標比133%)の助言を実施したことはおおいに評価できる。また、RPAソフトウェアによって定型作業の自動化を行うなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と業務継続の両立を図ったことは大いに評価できる。</p> <p>中間書庫業務について、行政機関から委託を受けた文書全てを、外部化した中間書庫において、適切に保存及び管理し、行政機関の一時利用申込みの際には、移送サービスを通じて効果的・効率的な利用を図ったと言える。</p> <p>重要度：高とされた歴史公文書等の選別に係る専門的技術的助言については、数値目標である350万件以上に対し、約133%と大きな成果を上げたことに加え、政府において、令和3年度に、デジタル化への対応や廃棄協議の方法の変更等を内容とする行政文書の管理に関するルールの大幅改正を行ったが、その検討に積極的に参画するとともに、専門的な数多くの助言を行い、適切なルール制定に貢献した。したがって、所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるため、Sと評価したもの。</p>	
<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、内閣府が行う議論に積極的に参画し、助言を行うこと。 また、保存期間満了時の措置の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言については、令和3年度満了文書の残余分も含め、確認作業の効率化等を図りつつ、適切に助言を実施すること。</p>	
<p><その他事項> 引き続き、専門職員の派遣の取組について、必要な体制の確保を図ること。</p>	